

## 浦和駅東口駅前市民広場要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、浦和駅東口駅前市民広場（以下「市民広場」という。）の管理について、他の法令又は条例等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市民広場の活用)

第2条 市民広場は、浦和駅東口における安全かつ円滑な交通を確保するとともに、浦和駅東口周辺地区の商業、芸術及びスポーツの振興を図り、かつ、地域住民をはじめとした市民の憩い及び交流の場として活用するものとする。

(位置)

第3条 市民広場の位置は、さいたま市浦和区東高砂町148番6とする。

(行為の承認)

第4条 市民広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(1) 浦和駅東口における安全かつ円滑な交通を確保するために、市民広場の一部を独占的に使用すること。

(2) 物品の販売、飲食の提供その他これらに類する行為をすること。

(3) 興行その他これに類する催しのために市民広場の一部を独占して使用すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める行為

2 前項第2号及び第3号に掲げる行為は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 浦和駅東口における安全かつ円滑な交通の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 浦和駅東口周辺地区の商業、芸術及びスポーツの振興を図るものであること。

(3) 賑わいの創出を目的とするものであること。

3 市長は、第1項の承認に市民広場の管理上必要な条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 市民広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号から第10号までに掲げる行為で、市民広場の管理上支障がないと市長が認めるものは、この限りでない。

(1) 市民広場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。

(2) 専ら営利を目的として売買を行うこと。

(3) 暴力行為その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

- (4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (5) 指定された場所以外で、はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- (6) 物を放置し、又はごみを捨てること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車、自転車その他の車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 火気を使用すること。
- (9) 寝泊りをすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市民広場の管理上支障があると認められる行為をし、又はしようとする事。

(損害の賠償)

第6条 故意又は過失により市民広場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。